

沖縄県暴力団排除条例について

【沖縄県暴力団排除条例とは】

県民の安全かつ平穏な生活の確保を図ることを目的とし、県及び県民等の責にするとともに、事業者による利益の供与の禁止等を定めたものです

条例第13条の「**事業者による利益の供与の禁止等**」等は、一部改正され平成31年5月1日から施行されています。

【一部改正部分の内容】

暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することを知って暴力団員等に利益を供与する行為を禁止

※「利益の供与」とは、相手方に、**金銭、物品等の利益を供与し取得させることをいい、有償か無償かは問いません**

【沖縄県における勧告事例】

- 事業者が、暴力団の威力を利用する目的で、自己名義で貸借した店舗を暴力団員に供与した
- 事業者が、暴力団の威力を利用する目的で、通常料金よりも安価で暴力団員にサービスを提供した
- 事業を営む者が、暴力団の威力を利用する目的で、普通乗用自動車（700万円相当）を暴力団員に贈与した（令和3年・八重山署扱い）

違反した場合 勧告・公表等の対象となります！！
暴力団等反社会的勢力に関する相談及び情報提供等については八重山警察署組織犯罪対策課へ連絡をお願いします！！

【問合せ】八重山警察署 ☎ 0980-82-0110

生活の時間から、未来を描く

沖縄県では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民生活の実態を明らかにすることを目的として、統計法（国の統計に関する基本的な法律）に基づき実施する、国の重要な統計調査です。調査結果は、ワーク・ライフ・バランスの推進、少子高齢化対策、ボランティア活動の状況の把握など、国や地方公共団体における各種施策の基礎資料として活用されます。調査をお願いする世帯には、**10月上旬から中旬にかけて、調査員が伺い、調査書類をお配りします。**回答は、紙の調査票への記入だけでなく、皆様により便利にご回答いただくため、パソコンやスマートフォン等を使ってインターネットで回答することもできます。いつでも回答可能で便利なインターネット回答を是非ご活用ください。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

【問合せ】 沖縄県企画部統計課
人口社会統計班
☎ 098-866-2050



9月11日は『警察安全相談の日』

「警察の 相談ダイヤル #9110」

警察では、各種の相談窓口を設け、被害者や困りごとを抱えている方からのさまざまな相談に応じています。困っていること、不安なことなど、お気軽にご相談ください。来署による相談の他、電話による相談にも応じています。

〈各種相談窓口〉

- ◆ 沖縄県警察本部 警察安全相談室（相談全般）
#9110 又は ☎ 098-863-9110
- ◆ ヤングテレホン（少年問題等）
☎ 0120-276-556 ☎ 098-862-0110
- ◆ 性犯罪被害者専用相談電話
#8103 ☎ 098-868-0110
- ◆ 悪質商法110番 ☎ 098-861-9110
- ◆ 暴力団情報110番 ☎ 098-862-0007



性犯罪やDV、虐待（ぎゃくたい）、いじめを対象としたメールでの相談窓口『メール相談SOS』も設置しています。

沖縄県警察 検索

沖縄県暴力団排除条例の基本理念

- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団に金を出さない
- ・暴力団事務所の存在を許さない
- ・暴力団と交際しない

消防設備士試験

試験日：令和3年10月31日（日曜）

試験の種類：午前の部 乙種（第1類～第7類）

午後の部 甲種（特類、第1類～第5類）

※石垣市会場は、全種類午前の部となります。

願書受付：令和3年9月24日から10月1日まで

願書配布：県八重山事務所総務課

※電子申請可能。

ホームページをご覧ください！

【問合せ】

（一財）消防試験研究センター
沖縄県支部
☎ 098-941-5201

